

# 地球にやさしい行田エコタウン

～各種補助金を支給します～

次の各補助金は、いずれも予算の範囲内での補助となりますので、予算額や補助予定数に達した場合は受付期間中でも終了します。なお、補助金申請状況は市ホームページで公開(週1回程度更新)します。

## 住宅用太陽光発電システム設置補助金を交付します

### ▶対象

- ・自らが居住する市内の住宅に電力を供給する目的で、1キロワット以上の発電システムを設置する方
- ・市税の滞納がない方
- ・建築基準法、都市計画法などの違反がない方
- ・行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方
- ・市内業者との請負により設置する方

### ▶補助金額 1件につき8万円

▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月2日(月)～平成31年2月12日(火)に直接同課へ提出してください。なお、既に設置および工事に着手している太陽光発電システムは補助の対象となりません。必ず着工前に申請をしてください。

### ▶補助予定数 30件(先着順)

## 住宅用高効率給湯器設置補助金を交付します

### ▶対象

- ・自らが居住する市内の住宅に、未使用の補助対象給湯器を設置する方
- ・市税の滞納がない方
- ・建築基準法、都市計画法などの違反がない方
- ・行田市住宅改修資金補助金の交付を受けていない方

### ▶補助対象給湯器および金額

【ガスエンジン給湯機(エコウィル)】1台につき2万円  
【燃料電池コージェネレーションシステム(エネファーム)】1台につき5万円

▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月2日(月)～平成31年2月12日(火)に直接同課へ提出してください。なお、既に設置および工事に着手している補助対象給湯器は補助の対象となりません。必ず着工前に申請をしてください。

### ▶予算額 150万円(先着順)

## 住宅用蓄電池設置補助金を交付します

### ▶対象

- ・自らが居住する市内の住宅に、未使用の蓄電池を設置する方
- ・市税の滞納がない方
- ・建築基準法、都市計画法などの違反がない方

### ▶補助金額 1件につき5万円

▶申請方法 環境課で配布している申請書(市ホームページからダウンロード可)に必要事項を記入の上、4月2日(月)～平成31年2月12日(火)に直接同課へ提出してください。なお、既に設置および工事に着手している蓄電池は補助の対象となりません。必ず着工前に申請をしてください。

### ▶補助予定数 10件(先着順)



蓄電池

▶問い合わせ 同課環境政策担当 ☎556-9530

近年、強風の際に太陽光発電設備のパネルが飛散、架台が落下・倒壊するなどの事故が発生しています。飛散したパネルが近隣住宅へ被害を与えた例もあります。万が一、他者に被害が及んだ場合には、刑事責任や民事責任が生じる可能性があります。被害を未然に防ぐため、設備を有する家庭は、パネルや架台のボルトに緩みがないか、変形や破損はないかなどを定期的なチェックを行うようお願いいたします。

▶問い合わせ 環境課環境政策担当 ☎556-9530

## 自宅の太陽光発電設備は定期的にチェックしましょう

市では環境の現状や環境に関する施策の進捗状況などを整理した「行田市環境報告書」を毎年度作成・公表しています。この度、平成28年度の実績をまとめた平成29年度版「行田市環境報告書」を作成しました。次の場所で公表している他、市ホームページでも公開していますので、ぜひご利用ください。

▼公表場所 市政情報コーナー、南河原支所、中央公民館および各地域公民館

▼問い合わせ 環境課環境政策担当 ☎556-9530

## 平成29年度版行田市環境報告書を公表しています

# 行田都市計画道路等が変更になりました

埼玉県が策定した「都市計画道路の検証・見直し指針」に基づき、昨年度から進めてきた行田都市計画道路の見直し作業が終了し、次の都市計画が変更になりました。これにより、これまで建物の建築に課せられていた一定の建築規制が解除されるなど、建築できる建物の用途や建て方のルールが変更となります。なお、変更内容の詳細は、都市計画課または市ホームページで確認できます。

### ○都市計画道路

- |                    |                  |               |
|--------------------|------------------|---------------|
| 3・3・2号国道125号行田バイパス | 3・4・7号行田北口通荒木線   | 3・5・14号常盤通佐間線 |
| 3・4・5号行田市駅北口線      | 3・5・11号行田駅通古墳群線  |               |
| 3・4・6号昭和通線         | 3・6・13号行田市駅前通北谷線 |               |

### ○用途地域(谷郷地区、長野地区、桜町地区)

### ○特別用途地区(桜町地区)

### ○防火地域及び準防火地域(桜町地区)



凡例  
 変更路線  
 廃止区間

▶問い合わせ 同課計画担当(内線5606)